

○調布市公共交通活性化協議会設置要綱

令和 3 年 1 月 27 日 要綱第 6 号

調布市公共交通活性化協議会設置要綱

第 1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、調布市内の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、調布市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

第 3 組織

協議会の委員は、市長が任命する次の各号に掲げる委員23人以内をもって組織する。

- (1) 調布市都市整備部長
- (2) 法第2条第2項に規定する公共交通事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者

- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 国土交通省関東運輸局運輸支局長又はその指名する者
- (6) 東京都調布警察署長が指名する者
- (7) 公共交通機関の利用者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員長及び副委員長

委員会には委員長及び副委員長を置く。

第4 任期

委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長

会長は、委員の互選による。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

第6 副会長

副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは会長の職務を代理する。

第7 協議会の運営

協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものと

する。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、協議会の出席を求めることができる。

第8 協議結果の取扱い

協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

第9 作業部会

協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第10 事務局

協議会の業務を処理するため、調布市都市整備部交通対策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には調布市都市整備部交通対策課長、事務局員には交通対策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。